資料６－２

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

（平成27年６月30日付　消費者庁消費者政策課長から都道府県・政令指定都市消費者行政担当部（局）長宛事務連絡）

（前略）

近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっています。このような中、本年３月に策定された消費者基本計画（平成27年３月24日閣議決定）及び消費者基本計画工程表（平成27年３月24日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の消費者被害を防止する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（市町村長の申立て、成年後見制度利用支援事業）について、消費生活センター等を通じて周知を図ることとされました（別添）。

本計画における施策の趣旨を踏まえ、各消費生活センター等におかれましては、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談がありましたら、相談者の状況に応じ、福祉担当部局等と連携しつつ、成年後見制度の活用を図っていただくようお願い申し上げます。

（後略）

○　消費者基本計画（平成27年３月24日閣議決定）　抜粋

第４章　５年間で取り組むべき施策の内容
３　適正な取引の実現
（１）商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
　（略）
　さらに、劇場型勧誘などによる詐欺的投資勧誘や健康食品の送り付け商法など高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が増加している状況を踏まえ、判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する。
（略）

○　消費者基本計画工程表（平成27年３月24日消費者政策会議決定。平成28年７月19日改定。）　抜粋

３　適正な取引の実現
（１）商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
⑥　高齢者、障害者等の権利擁護の推進
　高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、地方公共団体が実施する成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を図る。【消費者庁】